

令和6年12月26日

令和6年地方公務員給与実態調査結果等の概要

令和6年地方公務員給与実態調査結果等の概要について、
別紙のとおりとりまとめましたので公表します。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：西畑課長補佐・小泉係長・水野事務官

電話：03-5253-5550(直)

令和6年地方公務員給与実態調査結果のポイント

ラスパイレス指数(全団体加重平均)

○ 令和6年4月1日現在 98.8 (前年 98.8 ±0)

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

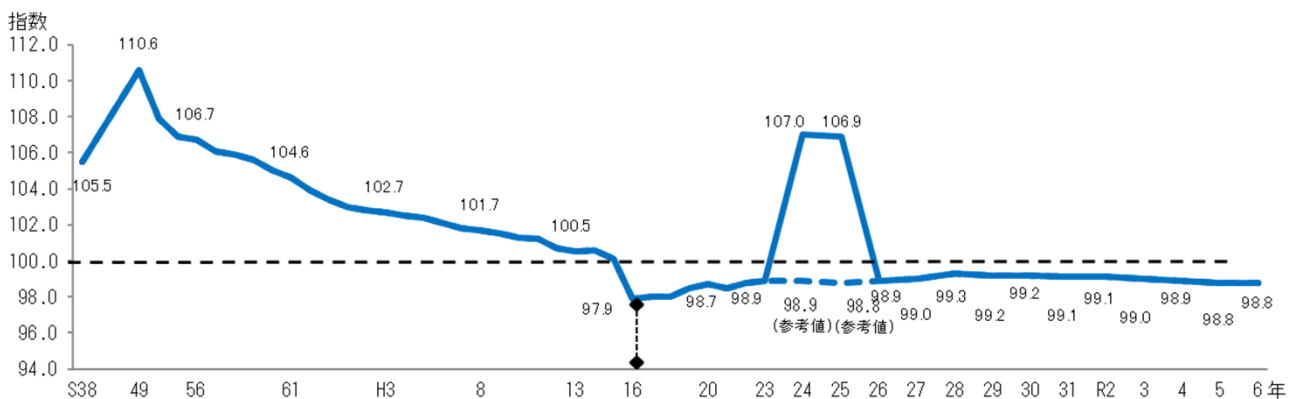
(1) 団体区分別平均

区 分	S49.4.1	R5.4.1	R6.4.1	増 減	
				S49→R6	R5→R6
全地方公共団体平均	110.6	98.8	98.8	△ 11.8	0.0
都道府県	111.3	99.6	99.7	△ 11.6	0.1
指定都市	116.1	99.9	99.8	△ 16.3	△ 0.1
市	113.8	98.6	98.6	△ 15.2	0.0
町村	99.2	96.3	96.4	△ 2.8	0.1
特別区	—	98.6	98.4	—	△ 0.2

(2) 団体区分別最高値・最低値

区 分	R6.4.1			
	最高値		最低値	
都道府県	102.2	静岡県	96.3	鹿児島県
指定都市	102.3	仙台市	98.2	相模原市
市	103.5	兵庫県芦屋市	91.5	北海道夕張市・新潟県佐渡市
町村	103.3	京都府大山崎町	76.9	沖縄県多良間村
特別区	100.6	中央区	96.0	荒川区

(3) ラスパイレス指数の推移



※参考値:給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値

1 地方公務員給与実態調査結果等

1	ラスパイレス指数等の状況	P1
(1)	団体区分別の推移	P1
(2)	分布状況の推移	P1
(3)	都道府県のラスパイレス指数の状況	P2
(4)	指定都市のラスパイレス指数の状況	P2
(5)	中核市のラスパイレス指数の状況	P3
(6)	市区町村のラスパイレス指数の状況	P4
2	平均給与月額	P6
3	特殊勤務手当	P8
【参考】	地域手当補正後ラスパイレス指数	P9
【参考】	ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値	P10

令和6年12月
総 務 省

(連絡先)
自治行政局 公務員部 給与能率推進室
担当：西畑課長補佐・水野事務官・河合事務官
電話：03-5253-5550(直)
03-5253-5111(代)

1 ラスパイレス指数等の状況

(1) 団体区分別の推移

＜第1表 団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）＞

区 分	S 49.4.1	H16.4.1	H26.4.1	R5.4.1	R6.4.1	増 減	
						S49→R6	R5→R6
全地方公共 団 体 平 均	110.6	97.9	98.9	98.8	98.8	△ 11.8	0.0
都 道 府 県	111.3	99.6	99.9	99.6	99.7	△ 11.6	0.1
指 定 都 市	116.1	100.2	100.1	99.9	99.8	△ 16.3	△ 0.1
市	113.8	98.2	98.6	98.6	98.6	△ 15.2	0.0
町 村	99.2	93.7	95.6	96.3	96.4	△ 2.8	0.1
特 別 区	－	100.3	99.7	98.6	98.4	－	△ 0.2

※1 S49.4.1の全地方公共団体平均（110.6）は、過去最高値。

※2 S49.4.1現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。

※3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(2) 分布状況の推移

＜第2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）＞（団体数）

区 分	S 49.4.1	H16.4.1	H26.4.1	R5.4.1	R6.4.1	増 減	
						S49→R6	R5→R6
110以上	793 (23.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	△ 793	0
105以上	574 (17.3%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	△ 574	0
100以上105未満	628 (18.9%)	229 (7.2%)	297 (16.6%)	212 (11.9%)	209 (11.7%)	△ 419	△ 3
100未満	1,321 (39.8%)	2,941 (92.8%)	1,491 (83.3%)	1,576 (88.1%)	1,579 (88.3%)	258	3
内 訳	95以上 100未満	1,285 (40.5%)	1,020 (57.0%)	1,222 (68.3%)	1,240 (69.4%)	258	18
	90以上 95未満	1,321 (39.8%)	1,210 (38.2%)	406 (22.7%)	335 (18.7%)		△ 14
	90未満	446 (14.1%)	65 (3.6%)	19 (1.1%)	18 (1.0%)		△ 1
合 計	3,316 (100.0%)	3,170 (100.0%)	1,789 (100.0%)	1,788 (100.0%)	1,788 (100.0%)	△ 1,528	0

※1 S49.4.1には、特別区を含まない。

※2 S49.4.1及びS49→R6の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

（参考）団体区分別ラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）R6.4.1現在（団体数）

区 分		都道府県	指定都市	市	町村	特別区	合計
105以上		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
100以上105未満		18 (38.3%)	13 (65.0%)	134 (17.4%)	41 (4.4%)	3 (13.0%)	209 (11.7%)
100未満		29 (61.7%)	7 (35.0%)	638 (82.6%)	885 (95.6%)	20 (87.0%)	1,579 (88.3%)
内	95以上 100未満	29 (61.7%)	7 (35.0%)	587 (76.0%)	597 (64.5%)	20 (87.0%)	1,240 (69.4%)
	90以上 95未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	51 (6.6%)	270 (29.2%)	0 (0.0%)	321 (18.0%)
訳	90未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (1.9%)	0 (0.0%)	18 (1.0%)
合 計		47 (100.0%)	20 (100.0%)	772 (100.0%)	926 (100.0%)	23 (100.0%)	1,788 (100.0%)

(3) 都道府県のラスパイレス指数の状況《指数が高い順》

＜第3表 都道府県のラスパイレス指数＞

順位	都道府県名	R6.4.1	R5.4.1	
			指数	順位
1	静岡県	102.2	102.2	1
2	三重県	101.1	101.2	2
3	愛知県	101.0	101.0	3
4	広島県	100.9	100.5	6
5	福岡県	100.8	100.7	5
6	東京都	100.5	100.5	6
6	山梨県	100.5	100.4	8
8	大阪府	100.4	100.8	4
9	埼玉県	100.3	100.4	8
9	岡山県	100.3	100.4	8
11	山形県	100.2	100.0	16
11	茨城県	100.2	100.1	13
13	秋田県	100.1	99.9	18
14	宮城県	100.0	100.2	11
14	福島県	100.0	100.1	13
14	群馬県	100.0	100.1	13
14	神奈川県	100.0	100.0	16
14	長野県	100.0	100.2	11
19	大分県	99.8	99.3	30
20	香川県	99.7	99.4	26
21	千葉県	99.6	99.6	19
21	滋賀県	99.6	99.6	19
21	佐賀県	99.6	99.5	24

順位	都道府県名	R6.4.1	R5.4.1	
			指数	順位
24	新潟県	99.5	98.7	37
24	石川県	99.5	99.6	19
24	和歌山県	99.5	99.4	26
27	岩手県	99.4	99.5	24
27	栃木県	99.4	99.6	19
27	京都府	99.4	99.2	33
30	岐阜県	99.3	99.3	30
30	兵庫県	99.3	99.6	19
30	山口県	99.3	99.1	34
30	熊本県	99.3	99.4	26
34	富山県	99.2	99.3	30
35	奈良県	99.1	99.4	26
36	北海道	99.0	98.9	36
36	福井県	99.0	99.1	34
36	徳島県	99.0	98.6	39
39	高知県	98.7	98.7	37
40	愛媛県	98.4	98.5	40
40	長崎県	98.4	98.2	41
42	島根県	98.2	97.6	42
43	沖縄県	97.8	97.2	44
44	宮崎県	97.3	97.3	43
45	青森県	96.8	96.8	45
46	鳥取県	96.6	96.2	46
47	鹿児島県	96.3	96.2	46

(4) 指定都市のラスパイレス指数の状況《指数が高い順》

＜第4表 指定都市のラスパイレス指数＞

順位	指定都市名	R6.4.1	R5.4.1	
			指数	順位
1	仙台市	102.3	102.6	1
2	岡山市	101.6	101.1	7
2	北九州市	101.6	101.7	2
4	京都市	101.5	101.4	5
5	福岡市	101.2	101.7	2
6	さいたま市	101.1	101.3	6
7	静岡市	100.9	101.5	4
8	千葉市	100.5	100.6	8
9	堺市	100.4	100.3	9
10	川崎市	100.2	100.2	10

順位	指定都市名	R6.4.1	R5.4.1	
			指数	順位
11	神戸市	100.1	100.1	11
12	横浜市	100.0	100.0	13
12	浜松市	100.0	100.1	11
14	広島市	99.9	99.9	14
15	熊本市	99.8	99.8	15
16	札幌市	99.2	99.4	16
17	大阪市	99.0	98.8	18
18	名古屋市	98.8	98.8	18
19	新潟市	98.4	99.0	17
20	相模原市	98.2	98.3	20

(5) 中核市(全62市)のラスパイレス指数の状況《指数が高い順》

＜第5表 中核市(全62市)のラスパイレス指数＞

順位	中核市名	R6.4.1	R5.4.1	
			指数	順位
1	越谷市	102.7	103.3	1
2	大分市	102.1	100.8	11
3	柏市	102.0	102.0	2
4	宇都宮市	101.7	101.7	3
5	川口市	101.2	101.3	6
5	横須賀市	101.2	100.9	9
7	川越市	101.1	101.4	5
8	福島市	101.0	100.9	9
8	西宮市	101.0	101.5	4
10	姫路市	100.9	101.0	7
11	郡山市	100.6	101.0	7
12	東大阪市	100.3	100.0	20
12	倉敷市	100.3	100.5	12
12	福山市	100.3	100.3	14
15	いわき市	100.2	100.0	20
15	一宮市	100.2	100.4	13
15	明石市	100.2	100.3	14
15	高松市	100.2	100.2	17
19	長野市	100.1	100.2	17
19	豊田市	100.1	99.8	25
19	吹田市	100.1	100.0	20
22	山形市	100.0	100.3	14
22	富山市	100.0	100.1	19
24	高崎市	99.7	99.7	26
24	岐阜市	99.7	100.0	20
24	岡崎市	99.7	99.6	28
24	豊中市	99.7	99.9	24
24	久留米市	99.7	99.7	26
29	船橋市	99.6	99.6	28
30	福井市	99.5	99.5	30
31	松本市	99.4	99.3	32

順位	中核市名	R6.4.1	R5.4.1	
			指数	順位
31	大津市	99.4	99.5	30
31	鹿児島市	99.4	99.3	32
34	前橋市	99.2	99.1	36
34	金沢市	99.2	99.2	35
34	和歌山市	99.2	99.3	32
37	高知市	99.1	98.9	38
38	水戸市	98.9	99.0	37
39	旭川市	98.7	98.8	40
40	宮崎市	98.6	98.3	46
41	松山市	98.5	98.8	40
41	佐世保市	98.5	98.5	43
43	盛岡市	98.4	98.4	44
43	奈良市	98.4	98.9	38
45	秋田市	98.1	98.0	49
45	枚方市	98.1	98.1	47
45	松江市	98.1	98.4	44
45	呉市	98.1	98.1	47
45	下関市	98.1	98.7	42
50	八尾市	97.8	97.9	50
50	尼崎市	97.8	97.8	52
52	甲府市	97.7	97.9	50
53	函館市	97.6	97.4	56
53	長崎市	97.6	97.5	54
55	八戸市	97.5	97.5	54
56	那覇市	97.4	97.1	58
57	八王子市	97.0	97.6	53
58	鳥取市	96.8	96.9	59
59	高槻市	96.4	97.3	57
60	青森市	96.2	96.3	60
61	豊橋市	95.0	96.0	61
62	寝屋川市	93.3	93.2	62

(6) 市区町村(指定都市及び中核市を除く全1,659団体)のラスパイレス指数の状況

＜第6表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体＞

(上位団体)

順位	市区町村名		R6.4.1	R5.4.1	
				指数	順位
1	兵庫県	芦屋市	103.5	101.5	21
2	京都府	大山崎町	103.3	101.9	11
3	千葉県	八千代市	102.8	103.2	1
3	静岡県	熱海市	102.8	102.8	3
5	千葉県	流山市	102.4	102.6	4
5	千葉県	多古町	102.4	100.0	149
5	静岡県	沼津市	102.4	102.3	7
8	神奈川県	座間市	102.3	102.9	2
9	兵庫県	小野市	102.2	100.1	134
10	静岡県	三島市	101.8	102.4	6
10	静岡県	湖西市	101.8	101.6	18
10	愛知県	豊川市	101.8	101.0	54
13	千葉県	浦安市	101.7	101.2	38
13	東京都	檜原村	101.7	99.9	160
15	埼玉県	入間市	101.6	101.1	46
15	神奈川県	南足柄市	101.6	101.3	30
15	神奈川県	葉山町	101.6	101.7	15
15	三重県	四日市市	101.6	101.9	11
19	埼玉県	所沢市	101.5	101.5	21
19	埼玉県	狭山市	101.5	101.3	30
19	埼玉県	志木市	101.5	100.8	71
19	神奈川県	山北町	101.5	101.3	30
19	静岡県	藤枝市	101.5	101.7	15
24	北海道	上川町	101.4	102.0	10
24	千葉県	白井市	101.4	102.1	8
26	山形県	戸沢村	101.3	101.6	18
26	埼玉県	上尾市	101.3	101.2	38

順位	市区町村名		R6.4.1	R5.4.1	
				指数	順位
26	埼玉県	和光市	101.3	100.7	75
26	千葉県	一宮町	101.3	100.9	60
26	三重県	朝日町	101.3	101.6	18
31	青森県	六ヶ所村	101.2	101.3	30
31	埼玉県	熊谷市	101.2	100.7	75
31	千葉県	長生村	101.2	101.8	13
31	東京都	瑞穂町	101.2	101.5	21
31	静岡県	富士宮市	101.2	101.3	30
31	静岡県	掛川市	101.2	101.4	28
31	滋賀県	守山市	101.2	101.0	54
38	埼玉県	蕨市	101.1	101.1	46
38	千葉県	市川市	101.1	101.0	54
38	神奈川県	秦野市	101.1	101.1	46
38	神奈川県	伊勢原市	101.1	101.2	38
38	静岡県	富士市	101.1	101.4	28
43	福島県	国見町	101.0	100.6	82
43	埼玉県	八潮市	101.0	100.6	82
43	千葉県	木更津市	101.0	100.9	60
43	千葉県	東金市	101.0	100.7	75
43	神奈川県	海老名市	101.0	101.3	30
43	愛知県	犬山市	101.0	100.8	71
43	山口県	周南市	101.0	100.6	82
50	福島県	喜多方市	100.9	101.1	46
50	埼玉県	朝霞市	100.9	101.1	46
50	千葉県	匝瑳市	100.9	102.1	8
50	福岡県	大野城市	100.9	100.2	125

(下位団体)

順位	市区町村名		R6.4.1	R5.4.1	
				指数	順位
1	沖縄県	多良間村	76.9	79.1	2
2	東京都	青ヶ島村	77.8	73.3	1
3	東京都	御蔵島村	78.9	80.2	3
4	大分県	姫島村	83.6	81.9	4
5	沖縄県	渡名喜村	84.5	87.0	7
6	新潟県	粟島浦村	84.9	82.9	5
7	沖縄県	与那国町	87.6	86.4	6
8	東京都	八丈町	88.0	87.1	8
9	東京都	新島村	88.4	88.9	12
10	長野県	壳木村	88.7	90.8	39
11	岩手県	田野畑村	88.8	90.5	30
12	沖縄県	南大東村	89.2	89.4	15
13	宮城県	丸森町	89.3	87.9	9
14	長野県	南相木村	89.4	90.1	22
15	鹿児島県	伊仙町	89.5	89.3	13
16	新潟県	刈羽村	89.7	96.2	594
17	新潟県	阿賀町	89.9	91.1	44
17	新潟県	関川村	89.9	92.7	110
19	青森県	大鰐町	90.0	90.3	27
20	奈良県	野迫川村	90.1	92.2	85
21	長野県	野沢温泉村	90.2	89.8	18
22	山梨県	小菅村	90.3	88.3	10
22	鹿児島県	三島村	90.3	89.9	19
24	福岡県	大任町	90.4	91.9	75
25	徳島県	海陽町	90.5	90.5	30
25	愛媛県	上島町	90.5	91.2	46

順位	市区町村名		R6.4.1	R5.4.1	
				指数	順位
27	岩手県	野田村	90.6	91.5	55
27	鳥取県	南部町	90.6	90.0	20
29	鹿児島県	与論町	90.8	90.1	22
30	群馬県	上野村	90.9	89.6	16
30	沖縄県	北大東村	90.9	90.6	33
32	東京都	小笠原村	91.0	93.2	145
32	愛媛県	久万高原町	91.0	91.9	75
34	長野県	北相木村	91.1	90.3	27
35	宮城県	七ヶ浜町	91.2	91.5	55
35	東京都	大島町	91.2	90.6	33
35	東京都	神津島村	91.2	93.2	145
35	長野県	大鹿村	91.2	94.0	222
35	沖縄県	東村	91.2	91.3	48
40	山梨県	西桂町	91.3	91.8	72
40	長野県	麻績村	91.3	91.8	72
40	奈良県	下北山村	91.3	90.7	36
40	鳥取県	日野町	91.3	91.7	67
40	鹿児島県	徳之島町	91.3	90.7	36
45	長野県	天龍村	91.4	92.4	93
46	北海道	夕張市	91.5	91.0	42
46	新潟県	佐渡市	91.5	92.8	116
46	富山県	舟橋村	91.5	91.4	49
46	奈良県	上北山村	91.5	90.4	29
46	和歌山県	高野町	91.5	90.2	24
46	宮崎県	諸塚村	91.5	93.1	139

2 平均給与月額

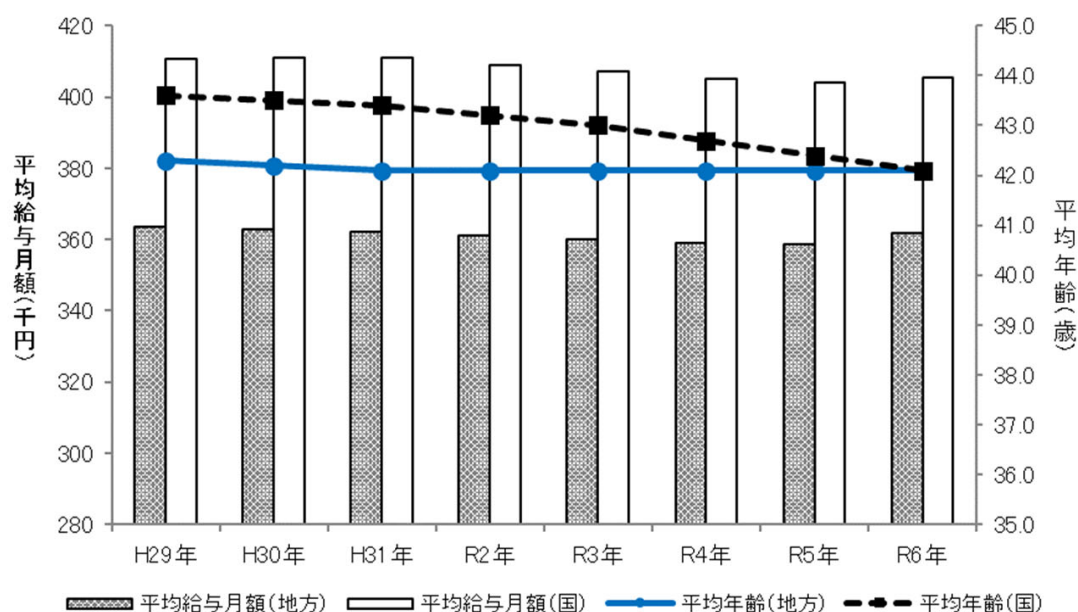
＜第7表＞ 平均給与月額の推移(全地方公共団体・一般行政職)

(単位:円)

区 分		H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
地方	平均給与月額	363,448	362,973	362,047	360,949	359,895	358,878	358,824	361,724
	平均給料月額	319,492	318,639	317,775	316,993	316,040	315,093	315,159	317,951
	諸手当月額	43,956	44,334	44,272	43,956	43,855	43,785	43,665	43,773

国	平均給与月額	410,719	410,940	411,123	408,868	407,153	405,049	404,015	405,378
	平均俸給月額	330,531	329,845	329,433	327,564	325,827	323,711	322,487	323,823
	諸手当月額	80,188	81,095	81,690	81,304	81,326	81,338	81,528	81,555

※諸手当月額は、比較のため、国の公表資料と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。



＜第8表＞ 団体区分別平均給与月額(一般行政職・R6)

(単位:歳・円)

団 体 区 分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
全地方公共団体 平 均	42.1	317,951	84,810	402,761	361,724
都 道 府 県	42.4	321,156	88,992	410,148	362,985
指 定 都 市	41.9	322,777	112,277	435,054	383,177
市	42.2	319,094	77,706	396,800	359,758
町 村	41.5	305,767	51,090	356,857	333,427
特 別 区	39.8	298,662	126,229	424,891	374,938
国	42.1	323,823	—	—	405,378

※「平均給料月額」には、給料の調整額及び管理監督職勤務上限年齢調整額を含む。

※「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである。

(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)

※「平均給与月額」とは、平均給料月額と諸手当月額を合計したものであり、「平均給与月額(国比較ベース)」とは、比較のため国の公表資料と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものである。

＜第9表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)＞

(単位:歳・円)

職 種 区 分		年	平均 年齢	平均給料 月 額	諸手当 月 額	平均給与 月 額	平均給与 月 額 (国比較ベース)	国家公務員		
								平均 年齢	平均俸給 月 額	平均給与 月 額
全職種		R6	41.8	329,702	86,373	416,075	373,574	42.0	336,041	414,801
		R5	41.8	326,506	87,927	414,433	370,158	42.3	334,218	412,747
主 な 内 訳	一般行政職	R6	42.1	317,951	84,810	402,761	361,724	42.1	323,823	405,378
		R5	42.1	315,159	89,606	404,765	358,824	42.4	322,487	404,015
	技能労務職	R6	52.1	308,195	62,096	370,291	345,038	51.2	288,144	330,553
		R5	51.9	308,339	60,676	369,015	345,316	51.2	286,942	329,178
	高等学校 教 育 職	R6	44.7	370,300	62,841	433,141	410,130	—	—	—
		R5	44.8	368,729	62,643	431,372	408,168	—	—	—
	小・中学校 教 育 職	R6	41.5	353,632	58,333	411,965	396,057	—	—	—
		R5	41.6	350,661	57,932	408,593	392,669	—	—	—
	警 察 職	R6	39.3	334,004	141,871	475,875	383,957	41.8	328,209	388,322
		R5	38.9	328,653	143,584	472,237	378,067	41.6	323,004	382,749

※ 平均給料月額には、給料の調整額、教職調整額及び管理監督職勤務上限年齢調整額を含む。

※ 諸手当月額、平均給与月額及び平均給与月額(国比較ベース)は、第8表に同じ。

※ 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

※ 国家公務員の数値については、「国家公務員給与等実態調査(人事院)」の結果によるものであり、
一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

3 特殊勤務手当

＜第10表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)＞

団体区分	H26		R5		R6		H26 → R6		R5 → R6	
	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり
全 地 方 公 共 団 体	(百万円) 15,550	(円) 5,667	(百万円) 16,710	(円) 5,960	(百万円) 15,747	(円) 5,596	(百万円) 197	(円) △ 71	(百万円) △ 963	(円) △ 364
都 道 府 県	6,962	4,634	6,723	4,695	6,361	4,435	△ 601	△ 199	△ 362	△ 260
指 定 都 市	1,049	4,412	1,437	3,999	1,359	3,755	310	△ 657	△ 78	△ 244
市	5,230	7,420	6,007	8,472	5,594	7,853	364	433	△ 413	△ 619
町 村	562	4,064	564	4,094	502	3,637	△ 60	△ 427	△ 62	△ 457
特 別 区	57	941	51	800	63	975	6	34	12	175

＜第11表 職種別特殊勤務手当(職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移・全地方公共団体)＞

職種区分	H26		R5		R6		H26 → R6	R5 → R6
	職員数	職員1人当たり	職員数	職員1人当たり	職員数	職員1人当たり	職員1人当たり	職員1人当たり
全 職 種	(人) 2,743,885	(円) 5,667	(人) 2,803,708	(円) 5,960	(人) 2,813,939	(円) 5,596	(円) △ 71	(円) △ 364
一 般 行 政 職	834,129	413	871,856	469	876,953	402	△ 11	△ 67
医師・歯科医師職	11,315	230,232	9,255	222,762	9,269	216,858	△ 13,374	△ 5,904
看 護 ・ 保 健 職	89,710	13,126	79,366	15,732	79,453	14,175	1,049	△ 1,557
消 防 職	157,916	5,922	162,801	7,898	164,346	6,324	402	△ 1,574
高等学校教育職	241,394	4,830	236,494	5,017	236,201	4,586	△ 244	△ 431
小 ・ 中 学 校 教 育 職	601,249	2,953	604,948	2,763	606,913	2,665	△ 288	△ 98
警 察 職	256,828	9,005	259,867	7,897	259,644	7,834	△ 1,171	△ 63

※ 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

【参考】特殊勤務手当について

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当。

(例)

- ・災害応急作業等手当（災害発生時に河川の堤防等での応急作業、避難所運営、罹災証明にかかる家屋調査に従事したとき等）
- ・緊急診療待機手当（緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき）
- ・銃器犯罪捜査従事手当（銃器を使用した犯人等の逮捕業務に従事したとき） など

[参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数

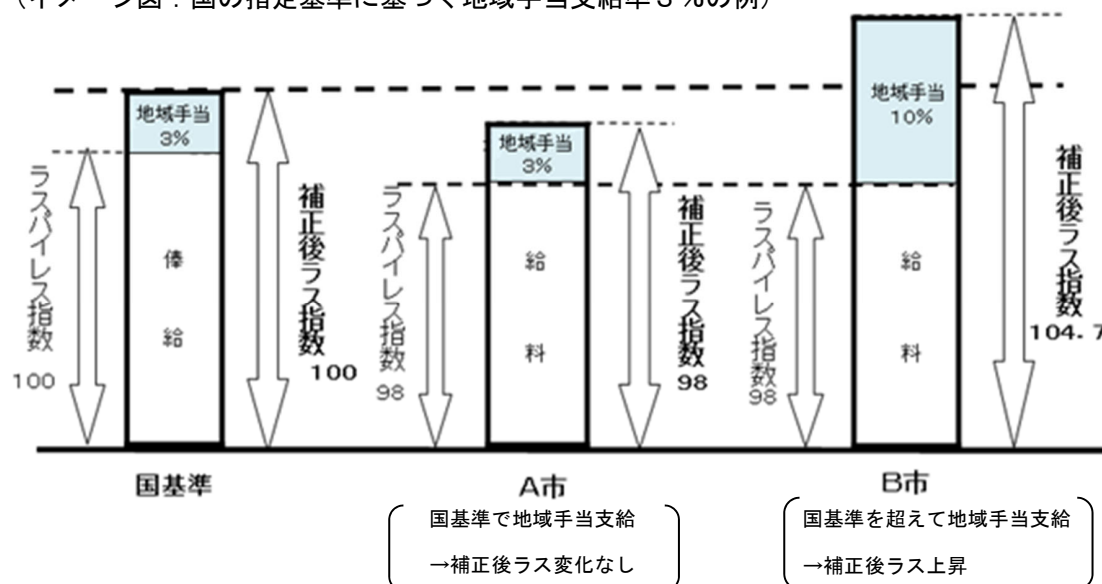
平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、地域の民間賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出したものである。

1 地域手当補正後ラスパイレス指数の算出方法

$$\text{地域手当補正後ラスパイレス指数} = \frac{\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給率})}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}^{\ast}}$$

※都道府県及び合併市町村については、分母を「1 + 国の指定基準に基づく地域手当の都道府県・合併市町村職員への加重平均支給率」として算出。

（イメージ図：国の指定基準に基づく地域手当支給率3%の例）



2 地域手当補正後ラスパイレス指数（団体区分別平均）

令和6年4月1日現在

区 分	ラスパイレス指数 A	地域手当補正後 ラスパイレス指数 B	差 引 B - A
全地方公共団体平均	98.8	98.7	△ 0.1
都 道 府 県	99.7	99.2	△ 0.5
指 定 都 市	99.8	99.8	0.0
市	98.6	98.7	0.1
町 村	96.4	96.6	0.2
特 別 区	98.4	98.4	0.0

[参考] ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員については、その職務と責任が特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、行政職俸給表（一）適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラスパイレス指数の対象には含めていない。

しかし、地方公共団体から指定職を含めてラスパイレス比較を行った数値の算出要望が多く出ていることを踏まえ、試みとして算出したものである。

1 指定職俸給表が適用される範囲

人事院規則九-二（俸給表の適用範囲）（抄）
（指定職俸給表の適用範囲）
第十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。
一 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官
二 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第三項の庁をいう。）の長官
三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視總監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官
四 国家行政組織法第三条第二項の省、会計検査院事務総局、人事院事務総局、内閣府、公正取引委員会事務総局、警察庁、金融庁及びこども家庭庁の官房長及び局長
五 気象大学校長及び海上保安大学校長
六 経済社会総合研究所長
七 規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長（前号に掲げる職員を除く。）で指令で指定するもの
八 規模の大きい病院若しくは療養所又は困難な医療業務を行う病院若しくは療養所の長で指令で指定するもの
九 その他前各号に掲げる職員に準ずる職員で指令で指定するもの

指定職俸給表適用職員数（令和6年4月1日現在） 967人

（行政職俸給表（一）適用職員数（"） 139,298人）

2 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値（団体区分別平均）

<試算方法>

- ① 指定職俸給表適用職員については、上記967人全てを含める。
- ② 指定職には管理職手当が支給されず、指定職の俸給額（給料額）には管理職手当相当額も含まれていると考えられることから、管理職手当相当額を減じて計算する。
- ③ ①②を踏まえて、「令和6年国家公務員給与等実態調査」による「行政職俸給表（一）」と「指定職俸給表」の2つの集計表の「人員」「平均俸給額」を、経験年数階層別・学歴別に合算して仮定計算した「平均俸給額」を算出し、これを用いてラスパイレス指数と同様に算出する。

令和6年4月1日現在

区 分	ラスパイレス指数 A	指定職を含めた 場合の試算値 B	差 引 B - A
全地方公共団体平均	98.8	98.2	△ 0.6
都 道 府 県	99.7	99.0	△ 0.7
指 定 都 市	99.8	99.2	△ 0.6
市	98.6	98.0	△ 0.6
町 村	96.4	95.7	△ 0.7
特 別 区	98.4	97.8	△ 0.6

2 他の給与関連調査結果

<参考1>

給与制度・運用の適正化状況 P1

<参考2>

地方公務員給与の「わたり」の状況について P2

<参考3>

地方公務員の地域手当について P4

<参考4>

地方公務員の自宅に係る住居手当について P5

<参考5>

技能労務職員の給与について P7

令和6年12月

総 務 省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：西畑課長補佐・小泉係長・大石事務官

電話：03-5253-5549(直)

03-5253-5111(代)

<参考1>

給与制度・運用の適正化状況

令和5年度中において、給料表の適正化等、給料の水準適正化のための措置を講じた団体は延べ22団体。また、諸手当や退職手当の適正化の取組を行った団体は延べ47団体であった。

○ 令和5年度中における給与適正化等の状況

(単位:団体)

区 分	わたりの 適正化	給料表 の適正化	退職時特別 昇給等の 適正化	小 計 (A)
都道府県	0	0	0	0
指定都市	0	0	0	0
市 区	2	14	0	16
町 村	0	6	0	6
計	2	20	0	22

区 分	諸手当の適正化			退職手当 の適正化	小 計 (B)	合 計 (A) + (B)
	特殊勤務 手 当	住居手当	その他の 手 当			
都道府県	1	0	0	0	1	1
指定都市	1	0	0	0	1	1
市 区	9	10	7	0	26	42
町 村	6	9	4	0	19	25
計	17	19	11	0	47	69

(注) 団体数は部分的な取組を含み、合計は延べ数である。

地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めること

により、給与を支給することをいう。

○ 地方公務員法第24条第1項
職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

「わたり」の制度のある団体（令和6年4月1日時点）

「わたり」の制度のある団体は0団体

〔対前年度比：▲2団体〕

（単位：団体）

区 分	令和6年 4月1日時点	令和5年 4月1日時点	R6-R5	（参考） 平成21年 4月1日時点※2
全 団 体	0／1,788 (0.0%) ※1	2／1,788 (0.1%)	▲2団体	221／1,847 (12.0%)
都道府県	0／47 (0.0%)	0／47 (0.0%)	0団体	3／47 (6.4%)
指定都市	0／20 (0.0%)	0／20 (0.0%)	0団体	1／18 (5.6%)
市	0／772 (0.0%)	2／772 (0.3%)	▲2団体	127／765 (16.6%)
町 村	0／926 (0.0%)	0／926 (0.0%)	0団体	90／994 (9.1%)
特別区	0／23 (0.0%)	0／23 (0.0%)	0団体	0／23 (0.0%)

※1 各欄において、分子は「わたり」の制度がある団体数を、分母は区分別団体数を示す。

※2 総務省において、地方公務員給与の「わたり」の状況について、初めて調査・取りまとめを行い、その結果を公表した時点の数値。

<参考2―②>

○「わたり」の制度を廃止済みの団体(経過的に実態が残っているもの)

令和6年4月1日現在

1 都道府県

青森県、岩手県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、愛知県、京都府、熊本県、沖縄県

2 指定都市

浜松市、熊本市

3 市町村 (指定都市を除く)

北海道	室蘭市
青森県	弘前市
東京都	武蔵野市、小平市、日野市
大阪府	岸和田市、池田市、貝塚市、茨木市、熊取町
鹿児島県	鹿児島市、薩摩川内市、霧島市

<参考3>

地方公務員の地域手当について

全地方公共団体の約3割の団体において、地域手当を支給している。
そのうち、国基準を上回る支給率である団体は、61団体。

○ 地域手当の支給状況(令和6年4月1日時点)

区 分	地域手当 支給団体数	国基準との比較			区分別 団体数
		同様	上回る	下回る	
全地方公共団体	467 (26.1%)	351 (19.6%)	61 (3.4%)	56 (3.1%)	1,788
都道府県	32 (68.1%)	3 (6.4%)	1 (2.1%)	28 (59.6%)	47
指定都市	19 (95.0%)	19 (95.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20
市町村	393 (23.1%)	306 (18.0%)	60 (3.5%)	28 (1.6%)	1,698
特別区	23 (100.0%)	23 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23

※国の支給基準を満たす支給地域であるが、実際には地域手当を支給していない団体(1団体)があるため、
地域手当支給団体数欄から除いている。

※割合は、区分別団体数に対するものである。

○ 国基準を上回る支給率の団体

区 分	団体数	団 体 名
都道府県分	1	東京都
市町村分	60	
茨城県	1	東海村
埼玉県	3	川口市、戸田市、三芳町
千葉県	5	市川市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、芝山町
東京都	8	三鷹市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
神奈川県	11	藤沢市、綾瀬市、寒川町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、湯河原町、愛川町、清川村
山梨県	1	昭和町
静岡県	4	湖西市、清水町、長泉町、小山町
愛知県	13	岡崎市、一宮市、半田市、碧南市、安城市、蒲郡市、小牧市、東海市、大府市、高浜市、飛島村、武豊町、幸田町
三重県	2	朝日町、川越町
京都府	2	大山崎町、久御山町
兵庫県	2	稲美町、播磨町
福岡県	8	筑紫野市、宗像市、古賀市、篠栗町、須恵町、久山町、苅田町、みやこ町

<参考4—①>

地方公務員の自宅に係る住居手当について

全地方公共団体の9割の団体（1,642団体／1,788団体、91.8%）が、自宅に係る住居手当を廃止している。

国においては、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止されており、総務省としては、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うことを助言している。

自宅に係る住居手当の制度のある団体（令和6年4月1日時点）

自宅に係る住居手当の制度のある団体は146団体（8.2%）

〔対前年比：▲12団体〕

（単位：団体）

区 分	令和6年 4月1日時点	令和5年 4月1日時点	R6—R5
全 団 体	146／1,788 (8.2%)	158／1,788 (8.8%)	▲12団体
都道府県	0／47 (0.0%)	0／47 (0.0%)	0団体
指定都市	1／20 (5.0%)	1／20 (5.0%)	0団体
市町村	145／1,698 (8.5%)	157／1,698 (9.2%)	▲12団体
特別区	0／23 (0.0%)	0／23 (0.0%)	0団体

※ 各欄において、分子は自宅に係る住居手当の制度のある団体数を、分母は区分別団体数を示す。

<参考4―②>

自宅に係る住居手当の制度が残っている団体（令和6年4月1日現在）

○都道府県(0団体)

○指定都市(1団体)：神戸市

○市区町村(指定都市を除く)

都道府県名	制度が残っている 団体数	市区町村数
北海道	100	178
青森県	0	40
岩手県	0	33
宮城県	0	34
秋田県	0	25
山形県	0	35
福島県	0	59
茨城県	0	44
栃木県	0	25
群馬県	0	35
埼玉県	4	62
千葉県	1	53
東京都	0	62
神奈川県	18	30
新潟県	0	29
富山県	0	15
石川県	0	19
福井県	0	17
山梨県	0	27
長野県	0	77
岐阜県	0	42
静岡県	4	33
愛知県	0	53
三重県	6	29
滋賀県	0	19
京都府	0	25
大阪府	1	41
兵庫県	5	40
奈良県	0	39
和歌山県	2	30
鳥取県	0	19
島根県	0	19
岡山県	0	26
広島県	0	22
山口県	1	19
徳島県	0	24
香川県	0	17
愛媛県	0	20
高知県	0	34
福岡県	3	58
佐賀県	0	20
長崎県	0	21
熊本県	0	44
大分県	0	18
宮崎県	0	26
鹿児島県	0	43
沖縄県	0	41
合 計	145	1,721

<参考5>

技能労務職員の給与について

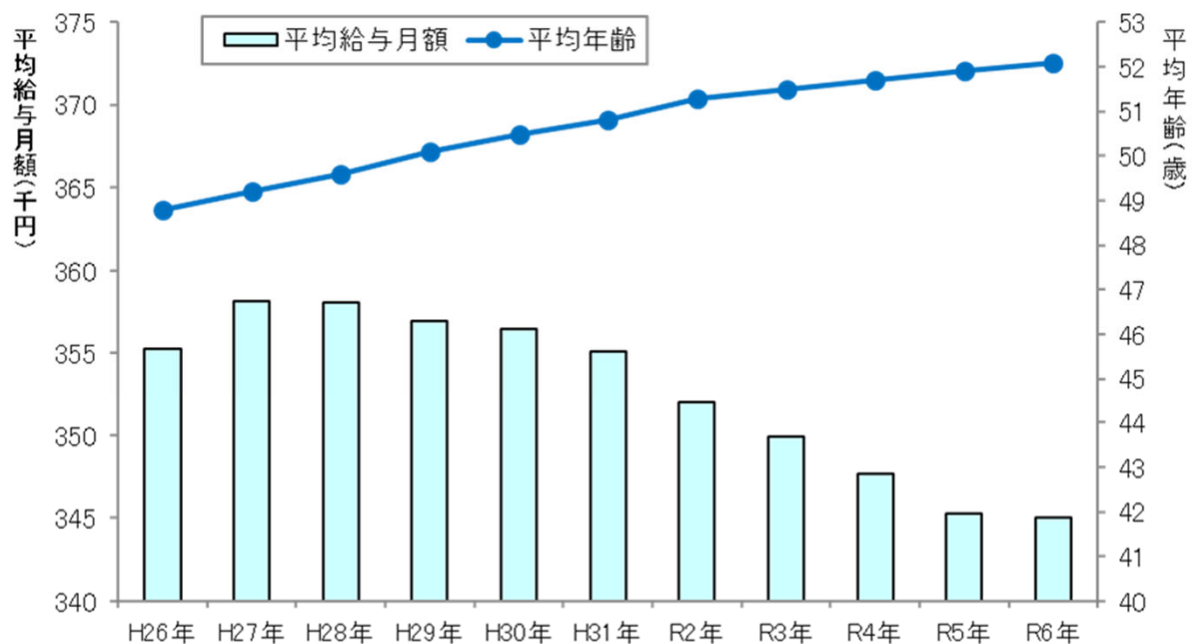
技能労務職員の給与は、近年、平均年齢が上昇する中で抑制基調で推移している。

○ 技能労務職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区 分	地方公務員				国家公務員			
	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	対前年増減率 (%)	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	対前年増減率 (%)
全地方公共 団体平均	52.1	308,195	345,038	△ 0.08	51.2	288,144	330,553	0.42
都道府県	53.9	308,506	339,367	△ 0.27				
指定都市	51.8	310,861	362,447	0.05				
市	51.8	315,692	343,640	△ 0.00				
町村	51.0	283,856	296,762	0.30				
特別区	53.6	284,926	349,817	△ 1.32				

※1 「平均給与月額」は、比較のため国の公表資料と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

※2 国家公務員については、行政職俸給表(二)の数値である。



(単位: 円・歳)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
平均給与月額	355,261	358,186	358,060	356,920	356,487	355,122	351,974	349,920	347,689	345,316	345,038
平均給料月額	318,107	320,291	318,209	317,632	317,277	316,274	313,801	312,157	310,231	308,339	308,195
諸手当月額	37,154	37,895	39,851	39,288	39,210	38,848	38,173	37,763	37,458	36,977	36,843
平均年齢	48.8	49.2	49.6	50.1	50.5	50.8	51.3	51.5	51.7	51.9	52.1

(参考)

技能労務職員の給与については、一般行政職と異なり、労使交渉を経て労働協約を締結することができるが、法律上、職務の内容や責任に応ずるものとしなければならず、また、同一又は類似の職種に従事する民間従業者との均衡を考慮して定めなければならないとされている(地方公営企業法第38条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第7条、附則第5項)。